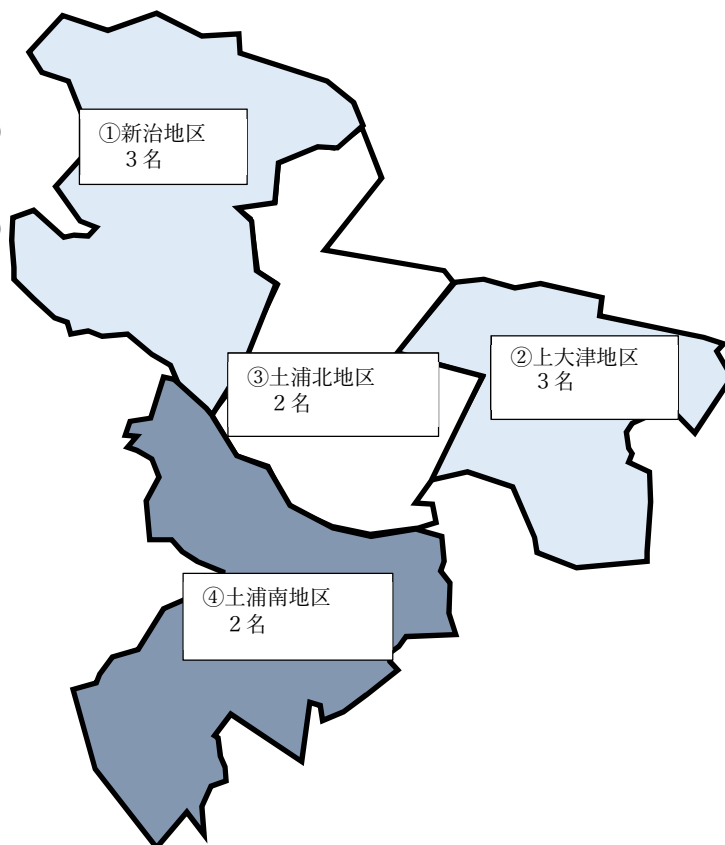


# 土浦市農地利用最適化推進委員（推進委員）の募集要項

## 1 募集人数

10名（次のとおり地区ごとに定めた人数を募集します。）

- ① 新治地区 3名
- ② 上大津地区 3名
- ③ 土浦北地区 2名  
（新治・上大津地区を除く桜川以北）
- ④ 土浦南地区 2名  
（新治・上大津地区を除く桜川以南）



## 2 任期

委嘱日から令和11年7月19日

## 3 職務内容

農地利用の最適化を推進すること

- ① 市内全農地の利用状況調査
- ② 担い手への農地の集積・集約化
- ③ 耕作放棄地の発生防止・解消
- ④ 遊休農地所有者に対する相談活動
- ⑤ 新規農業者参入の促進
- ⑥ 農地中間管理機構との連携活動
- ⑦ 利用状況調査の促進  
（担当地区内の農地調査を自ら行うこと）
- ⑧ 利用意向調査
- ⑨ その他、農地利用の最適化に係る会議等出席

## 4 委員報酬

月額 52,000円

上記の報酬に加え、年度末に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市規則で定める方法により算出した額を支給します。

## 5 身分

非常勤の特別職

## 6 推薦を受ける者・応募する者の資格

農業利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者。健康で職務を自ら活動的に行える者で、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続きの決定を受けて復権を得ない者

- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 次に掲げる市町村税等に滞納がある者
  - ①市町村民税
  - ②固定資産税・都市計画税
  - ③軽自動車税
  - ④国民健康保険税
- (4) 市町村民税に未申告、無申告又は不申告がある者（申告義務がない者を除く）
- (5) 法令により推進委員との兼職が禁止されている者
- (6) 農地法第51条に規定される違反転用者

## 7 推薦・応募の方法

推薦届又は応募届に必要な事項を記入し添付書類を添えて、以下のとおり提出してください。推薦・応募届は土浦市農業委員会に備えてあるほか、土浦市ホームページからダウンロードできます。農業委員にも推薦又は応募することはできますが、兼務することはできません。また、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

- (1) 推薦・応募届
  - ① 個人が推薦する場合 【様式第1号】
  - ② 法人又は団体が推薦する場合 【様式第2号】
  - ③ 個人で応募する場合 【様式第3号】
- (2) 添付書類（推薦を受ける者又は応募者）
  - ①市町村税等に滞納がないことの証明書（発行後3カ月以内のもの）
    - ・税目指定・年度指定等の記載がされていない市町村長が発行する納税証明書
  - ②令和7年度の市町村長が発行する市町村民税の課税（非課税）証明書（発行後3カ月以内のもの）
  - ③認定農業者である法人の役員等である場合は、当該法人の市町村長が発行する法人市町村民税の納税証明書（発行後3カ月以内のもの）
  - ④住所が市外の場合は、市町村長が発行する住民票（発行後3カ月以内のもの）
  - ⑤市外の認定農業者である場合は、認定農業者であることを証明する書類の写し
  - ⑥その他必要に応じて提出を認められた書類
- (3) 募集期間  
令和8年5月18日（月）から 6月12日（金）まで  
※募集人数に満たない場合は、再募集することがあります。
- (4) 提出先  
農業委員会へ郵送（締切日までの消印有効）または持参（土日・国民の祝日を除く 8:30から 17:15まで）してください。  
【土浦市農業委員会 〒300-8686 土浦市大和町9番1号 TEL029-826-1111（内線 2724）】

## 8 応募状況等について募集期間の中間及び終了後に次の内容を土浦市ホームページで公表します。

- (1) 推薦又は応募する地区

- (2) 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦者（法人・団体）については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格
- (4) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由

## 9 選考方法

提出された推薦・応募届等を参考に、営農状況、農業関係の職務経歴、職務に対する意欲などを評価し、農業委員会総会で選考し決定します。

結果については、決定後速やかに応募者及び被推薦者に通知します。